資料１０

国の交付金等を受けて行う計画修繕業務 適用基準等一覧

１ 業務に関する基準等

現地調査・設計・積算業務に当たっては、原則として次の基準（それぞれ最新版を適用）により行う。

(１)共通

建築・屋外整備・電気設備・機械設備等の工事のための設計図書の作成にあたっては、原則として、次の基準等を優先して適用すること。

ア 公共住宅建設工事共通仕様書　　　　　　　　　　　　　　 (公共住宅事業者等連絡協議会・編集)

イ 公共住宅建設工事共通仕様書別冊「部品及び機器の品質・性能基準」　　　 　(　　　 〃　　　 )

(２)設備設計

ア 公共住宅建設工事共通仕様書・同解説(総則編・電気編) 　　 (公共住宅事業者等連絡協議会編集)

イ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部・監修)

ウ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) ( 〃 )

エ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) ( 〃 )

オ 公共住宅建設工事共通仕様書・同解説(総則編・機械編) 　　 (公共住宅事業者等連絡協議会編集)

カ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (国土交通省大臣官房官庁営繕部・監修)

キ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) ( 〃 )

ク 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) ( 〃 )

ケ 建築設備耐震設計・施工指針 　　 (国立研究開発法人建築研究所・監修)

(３)設備積算

ア 公共住宅電気設備工事積算基準 　　 (公共住宅事業者等連絡協議会・編集)

イ 公共住宅機械設備工事積算基準 　　 ( 〃 )

ウ 公共建築工事積算基準 　 (国土交通省大臣官房官庁営繕部・監修)

(４)その他

ア 高齢者が居住する住宅の設計に係る指針 　　　　　　　　　　　(平成13年国土交通省告示1301号)

イ 公共住宅標準詳細設計図集 　　 (公共住宅事業者等連絡協議会・編集)

ウ 堺市営住宅長寿命化計画 　　　　　　　　 (堺市建築都市局住宅部)

エ 大阪府福祉のまちづくり条例 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(大阪府条例第３６号)

２ 工事等執行業務に関する基準等

工事等執行業務に当たっては、原則として次の基準により行う。

(１)要領等

ア 堺市建設工事等に係る競争入札等事務取扱要綱

イ 堺市建設工事等に係る一般競争入札の実施に関する要綱

ウ 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要領

エ 堺市建設工事等指名業者選定要綱

オ 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱

(２)参考資料

堺市一般競争入札参加者心得

堺市指名競争入札参加者心得

３ 工事監理業務に関する基準等

工事監理業務に当たっては、原則として次の基準により行う。

(１)建築改修工事監理指針 　　　　　　　　　　　　　　　　(国土交通省大臣官房官庁営繕部・監修)

(２)工事監理委託要領　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (堺市建築都市局建築部)

(３)建築工事監理業務委託契約書

(４)関係法令等

４ 工事検査業務に関する基準等

工事検査業務に当たっては、原則として次の基準により行う。

(１) 堺市請負工事検査規定

(２) 堺市工事技術検査要領

(３) 堺市請負工事成績評定要領

(４) 施工プロセスチェックリスト

(５) 考査項目別採点基準表

(６) 工事成績表

５ その他

堺市グリーン調達方針

６ 関係法令等(参考)

(１) 地方自治法

(２) 地方自治法施行令

(３) 建設業法

(４) 公共工事の品質確保の促進に関する法律

(５) 政府契約の支払遅延防止等に関する法律